

2011年3月28日  
郵便事業株式会社  
北 陸 支 社

弊社 金沢南支店期間雇用社員による郵便物の放棄

弊社金沢南支店（石川県金沢市、支店長 出口 勝義）の期間雇用社員が、配達すべき郵便物を放棄したことから、3月28日、郵便法違反により、金沢中警察署に逮捕されました。

ご利用のお客さまに多大なご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございません。深くお詫び申し上げます。

今後このような事件が発生しないよう、管内全社員に対する指導を徹底してまいります。

- |         |   |                 |
|---------|---|-----------------|
| 1 発生支店  | 支店等名  | 金沢南支店           |
|         | 所在地   | 石川県金沢市泉野町6-17-1 |
| 2 関係者   | 氏名  | A（23歳）          |
|         | 所属  | 金沢南支店郵便課        |
| 3 犯行年月日 | 平成23年3月28日（月）   |                 |
| 4 通数等   | 郵便物   | 約500通           |
| 5 今後の対応 | 郵便物につきましては、差出人様・受取人様にお詫びの上、お届けさせていただきます。<br>当該社員については、事実関係を調査した上で、厳正に対処いたします。 |                 |

以 上

【報道関係の方のお問い合わせ先】

郵便事業株式会社

北陸支社総務部（総務・広報担当 丸山・北岡）

電話：（直 通）076-220-3112

（FAX）076-264-0851